

## 東北の美酒と食に着目したツーリズム推進業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

東北の美酒と食に着目したツーリズム推進業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

## 3 委託業務の目的

東北各地の自治体、食材の生産者、ワイナリー、酒蔵、飲食店、シェフ、旅館等と連携し、東北の美酒や食と、東北に根付く文化や人の営みなどを組み合わせた観光プログラムの形成、ブランド化を図り、東北への誘客と周遊促進を図るとともに、観光業や食産業に関わる人材育成を行い、地域経済の活性化を図る。

## 4 業務内容

## (1) モデル観光プログラムのコンテンツ調査

東北の美酒や食に関する観光コンテンツについて、自治体、食材の生産者、ワイナリー、酒蔵、飲食店、シェフ、旅館等を対象として50サンプル以上の情報収集及び分析を行うこと。

なお、サンプルはできる限り東北各県に偏りなく収集することとし、岩手県、宮城県、福島県の各10サンプル以上を含むこと。

## (2) モデル観光プログラムの形成

東北の美酒や食に着目したモデル観光プログラムについて10本以上形成すること。

なお、プログラムは、宮城県については5本、岩手県、福島県については1本以上を含むものとし、東北の美酒や食に加え、東北に根付く文化や人の営みなどを体験できるものとする。

## (3) モデル観光プログラムのプロモーション及び磨き上げ

## ①モデル観光プログラムのプロモーション

モデル観光プログラムをパンフレット、WEB及びSNS等を活用して、日本語、英語を含む2言語以上で国内外に発信するとともに、OTA等と連携して利用促進を図ること。

なお、パンフレットは日本語版、英語版を合わせて3000部印刷すること。

## ②モデル観光プログラムの磨き上げ

海外旅行会社、海外メディア、ブロガー、国内外の外国人学生、海外からの旅行者等に形成した全てのモデル観光プログラムを体験してもらい、外国人目線を取り入れた評価・検証を行って、磨き上げを図ること。

なお、東アジア、東南アジア、欧米豪から5か国5名以上の外国人を含む10名以上が体験を行うものとし、体験者に対して、アンケート調査やヒアリングを実施すること。

また、招請にかかる必要な調整を行うとともに、宿泊費、食事代、交通費、保険代、通訳兼ガイドに要する経費、プログラムの体験に必要な経費など、実施・評価・検証に伴う必要な経費を計上すること。

(4) 観光業及び食産業関係者の人材育成・ネットワーク形成

東北の美酒と食に着目したツーリズム推進に向けて、観光業や食産業の関係者を対象として誘客に向けた課題や旅行者のニーズ、観光コンテンツの磨き上げ等をテーマとした研修会を2回以上、計50名以上を対象として開催すること。

(5) 相乗効果が期待できる取組の実施

上記の業務に加え、東北への誘客や周遊促進に繋がる取組みを実施すること。

なお、実施にあたっては対象地域内における観光関連団体（観光協会、DMO等）との連携も考慮すること。

(6) 報告書の作成

上記の事業結果を取りまとめた上で、事業全体の報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。

形式：A4

納入期限：令和2年3月31日

※上記報告書を収録した電子データ（PDF版）も提出すること。

## 5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

## 6 契約に関する条件等

### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

### (2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

## 7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】				
	考慮する目標数値 (アウトプット)		目指す効果目標 (アウトカム)	
	モデル観光プログラムの 形成と磨き上げ	プログラム数	10本	モデルプログラムを 利用した旅行者等の 数
モデルプログラム 利用者の消費拡大額				3,700万円
モデル観光プログラムの プロモーション	情報発信の件数	100件	情報のリーチ数	10,000人

※ モデル観光プログラムの利用者数は、日本人、外国人ごとに集計すること。

※ パンフレットの配布数、WEBやSNSのアクセス数を把握すること。